

随時的な特別な事情がなければ、限度時間（月45時間又は42時間・年360時間）を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間以内で近づけるように努めてください。

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

随時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る)		1年 (時間外労働のみの時間数、240時間以内に限る)			
			延長することができる時間数 (任意)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 (任意)	法定労働時間を超えて労働させることができる時間数 (任意)	延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる時間数 また労働に係る割増賃金率 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる時間数 また労働に係る割増賃金率 (任意)	
			6時間	6時間	90時間	100時間	700時間	820時間	35%	35%
突発的な仕様変更、新システムの導入	設計	10人	6時間	6時間	90時間	100時間	700時間	820時間	35%	35%
	製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	6時間	6時間	90時間	100時間	600時間	720時間	35%	35%
	機械トラブルへの対応	機械組立	6時間	6時間	80時間	90時間	500時間	620時間	35%	35%

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて労働させる場合にとる手続について定めてください。

限度時間を超えて労働させる1年の時間外労働(休日労働を含むせんでん)の時間数を定め、年720時間以内に限ります。

限度時間を超えて労働させる場合の割増賃金率を定め、この場合、法定の割増率(25%)を超えて努めてください。

限度時間(月45時間又は42時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定め、月100時間未満に限り、年6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

限度時間(月45時間又は42時間)を超えて労働させる場合の1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定め、月100時間未満に限り、年6か月平均で月80時間を超えてはいけません。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があるものに限り、できません。具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など「恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

労働者代表者に対する事前申し入れ
対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

限度時間を超えて労働させる場合における手続	該当する番号 ①、③、⑩	職名 氏名
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		職名 氏名

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。
(チェックボックスに必ずチェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

〇〇〇〇年 3月 15日

〇〇 労働基準監督署長殿

検査課主任 山田花子
工場長 田中太郎

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2〜6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックボックスに入れてください。

管理監督者は労働者代表にはなりません。協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

押印も必要です。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、3/6協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、3/6協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、3/6協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、3/6協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、3/6協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。